

お知らせ

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画課企画係 14-1 番窓口 ☎ 77 - 8374
FAX 76 - 2976

転出・転入される方は 届け出が必要です

毎年、3月や4月は進学、就職などで転出・転入が多くなる時期です。住所を移される方は、届け出が必要になります。虚偽の届け出防止のため、すべての届け出について、届出人の本人確認を行っていただきます。ご協力をお願いします。

転出について
役場で転出の届け出をし、証明書をお受け取りください。

《転入届に必要なもの》
▼印鑑登録証（転出する方）
▼資格確認証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護

相続登記申請の義務化 について

令和6年4月1日より、不動産取引や公共事業の妨げとなる「所有者不明土地（不動産登記事項を見ても所有者が判明しない土地）の発生を予防するため、相続によって不動産を取得した方は、それを知った日から3年以内に登記申請をしなければなりません。

相続登記の申請は、専門家である司法書士に依頼することができます。また、登記手続に必要な書類入手と手順については、釧路地方法務局ホームページをご覧ください。登記手続案内（予約制）をご利用ください。

釧路地方法務局ホームページ
https://noumukyoku.moj.go.jp/kushiro/

相続土地国庫帰属制度 について

相続または相続人への遺贈により土地を取得したものの「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りに迷惑がからないようにきちんと管理するのは経済的な負担が大

▼保険医療の加入者
▼医療費受給者証（子ども医療費受給者証など）
▼障がい者手帳
▼マイナンバーカード

転入について
《転入届に必要なもの》
▼転出証明書（転入前の住所地の市町村役場等で発行されたもの）
▼マイナンバーカード
▼戸籍年金係 8番窓口
☎ 77 - 8378

水道の届け出について

転出・転入や町内転居の際は、必ず水道の届け出をしてください。また、1か月以上家を留守にする場合、事前に給水停止手続きを行うことで、留守の間は水道料金がかかりません。

水道の届け出先
水道係 21番窓口
☎ 77 - 8389

町税の未納は ありませんか？

町税を未納のまま放置しておくと、本税のほかに延滞金がかかります。未納の税金がないかお確かめのうえ、未納分は早急に納付願います。納付が困難な場合は、放置せず税

きい」などの理由で土地を手放したいとき、その土地を国に引き渡すことができる「相続土地国庫帰属制度」という制度があります。

制度の利用には、審査手数料および負担金の納付が必要です。また、国が引き取ることでできる土地について、一定の要件があります。

詳しくは、釧路地方法務局のホームページをご覧ください。どうか、お近くの法務局にご相談ください。

問い合わせ先
釧路地方法務局北見支局
☎ 0157 - 23 - 6166

自動車税種別割の住所 変更は3月31日まで

自動車税種別割の納税通知書は、毎年4月1日時点で車検証に登録されている住所へ5月上旬頃に送付されます。次の場合はお近くの運輸支局で手続きを必ず行ってください。

- ・引越等で住所が変更となった（変更登録）
- ・自動車を売買した（移転登録）
- ・自動車を使わなくなった（抹消登録）

納税通知書の住所変更は、次の二次元コードの読み取り、または「北海道 自動車

務収納係までご相談ください。

問い合わせ先
税務収納係 10番窓口
☎ 77 - 8376

軽自動車の抹消・移転 登録は3月31日まで

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で町内に登録されている、軽自動車・二輪・原付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方に納めていただく町税です。対象の車を廃車・売買・譲渡等により所有しなくなった場合は、抹消・移転の登録をお願いします。

原付自転車・小型特殊自動車は役場税務収納係、軽自動車は北見地区軽自動車協会、二輪は運輸支局での手続きとなります。

令和8年3月31日までに抹消または移転の登録がされない場合、令和8年度の軽自動車税種別割が課税されますのでご注意ください。

問い合わせ先

- 税務収納係 10番窓口
☎ 77 - 8376
- 北見地区軽自動車協会
☎ 050 - 3816 - 1769
- 北見運輸支局
☎ 0157 - 24 - 7581

税 住所変更」で検索し、北海道財政局税務課のWebサイトから行ってください。

なおこの住所変更は、令和8年度の自動車税種別割の納税通知書を変更後の住所へ送付するための処置です。運輸支局での住所変更登録は別途必ず行ってください。

問い合わせ先
札幌道税務所自動車税部
☎ 011 - 746 - 1190

消防職員による 住宅訪問について

津別消防署では定期的に、住宅用火災警報器の設置調査を行っています。

- 住宅用火災警報器を設置しているか
- 住宅用火災警報器の点検を定期的に行っているか
- 住宅用火災警報器を設置することにより火災の早期発見や、拡大防止が期待できますので、ご協力をお願いします。

※悪質な訪問販売や詐欺まがいの住宅訪問に注意してください。津別消防署では町民に対し何かを販売するようなことは一切ありません。

問い合わせ先

津別消防署
☎ 76 - 2189

交通安全情報

万全の状態
で運転を！

今年度も残りひと月となりました。これから少しずつ気温が上がっていきませんが、路面の凍結にはまだまだ注意が必要です。路面状況に合わせ、早めのブレーキを怠らず、時間と心に余裕を持った車の運転を心がけてください。

警視庁の統計では、3月は1年を通して交通事故が最も多く発生する月というデータが出ています。3月は年度末による忙しさから、疲労の蓄積・睡眠不足の状態での運転をする、いわゆる漫然運転が増えるとのこと。加えて引越越しシーズンに伴い、人によっては車での移動距離が増える方もいるかと思えます。体が疲れた状態での運転は、交通事故の発生率を引き上げることになるので、運転する前には自分の体調（疲労感や眠気）を確認し、万全の状態での運転をすることで未然に交通事故を防ぎましょう。

地域安全 NEWS

進学・進級時の少年非行・被害防止

- 万引きは犯罪です！
・万引きをするほか、万引きの見張りや命令も犯罪になります。
・盗んだ物を買うことや、もらうことも犯罪になります。
- お酒やたばこは20歳になってから！
・20歳未満の飲酒や喫煙は、心身への悪影響が大きいので禁止されています。
- ・お酒やたばこは非行の入口とも言われています。
- ・お酒やたばこを勧められてもきっぱりと断りましょう。
- 犯罪実行者募集情報に応募しない！
・SNSで募集されている「闇バイト」は犯罪です。
- ・楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。
- ・闇バイトから抜け出せない、脅されている、申し込んだ、そんなときはすぐに警察へ相談してください。

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

消費生活相談 Q & A

ネット通販 あらかじめ入っているチェックに注意

ネット通販で、消費者が気付きにくいかわかる選択肢などあらかじめチェックが入られた表示設定をしているサイトがあります。注文確定する前に最終確認画面で商品、サービス内容、支払総額、取引条件などが申し込む内容をよく確認しましょう。特定商取引法では最終確認画面で販売価格、提供期間などの重要な事項を確認できる表示をすることが義務付けられています。契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

困ったときは消費生活相談センターにご相談ください。

美幌町消費生活センター
☎・FAX 72-0366
月～金曜日（祝祭日を除く）
午前10時～午後4時

津別町消費生活トラブル2023
霊感商法トラブルについて
の法改正編

津別町消費生活トラブル2023
相談事例編